

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 徳島県徳島市不動西町二丁目1558番地の1

氏名 キカワ鋼業株式会社  
代表取締役 木川 栄二廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の2第1項~~ 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

徳島県知事 飯泉 嘉門

許可の年月日 令和4年7月27日

許可の有効年月日 令和8年12月18日

複写厳禁

## 1. 事業の範囲

## (1) 事業の区分

中間処理 (切断, 圧縮)

## (2) 取り扱う産業廃棄物の種類

切断: 廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず  
(以上3種類, 特別管理産業廃棄物, 自動車等破砕物, 石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)圧縮: 廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず  
(以上3種類, 特別管理産業廃棄物, 自動車等破砕物, 石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)

## 2. 事業の用に供する全ての施設

裏面記載のとおり

## 3. 許可の条件

夜間は, 2に掲げる施設を稼働しないこと。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成8年12月19日	新規許可
平成13年12月19日	更新許可
平成14年12月2日	変更届出 (焼却の廃止)
平成18年12月13日	変更届出 (保管場所の変更)
平成19年2月13日	更新許可
平成21年10月1日	変更届出 (切断機の更新)
平成23年12月26日	更新許可
平成29年3月22日	更新許可
令和4年7月27日	更新許可

## 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

2. 事業の用に供する全ての施設

種 類：切断施設(1000AK型ギョソンプレス)

設 置 場 所：徳島県徳島市不動西町二丁目1551番9, 1551番10

設置年月日：平成21年8月3日

処 理 能 力：廃プラスチック類 37.52 t/日 (8時間, 4.69t/h)

金属くず 187.52 t/日 (8時間, 23.44t/h)

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 69.68 t/日 (8時間, 8.71t/h)

種 類：圧縮施設(MKP-200-70-70)

設 置 場 所：徳島県徳島市不動西町二丁目1558番1

設置年月日：平成10年3月1日

処 理 能 力：廃プラスチック類 14.4 t/日 (8時間, 1.8 t/h)

金属くず 67.2 t/日 (8時間, 8.4 t/h)

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 15.6 t/日 (8時間, 1.95t/h)

以下余白

複写厳禁